

ワイズメンズクラブ中部情報委員会運営規則

(名称)

第1条 本委員会は、ワイズメンズクラブ中部情報委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は中部部長を設置責任者とする中部公式ホームページ（中部公式ウェブサイト）およびその他情報ツールが、その本来の機能を十分に発揮し、公正、公平かつ効果的に運営されるため、必要な処置をとることを目的とする。

(構成)

第3条 本委員会は中部部長の下に置かれ、部内の部長・直前部長・次期部長・監事に加えて、部内各クラブ会長から推薦され、部長によって任命された若干名の情報委員によって構成される。

2. 部内の各事業主査、ならびに各クラブの会長・委員長・メール委員は本委員会事業に協力する。

3. 委員長は委員の互選によって決定される。

(任期)

第4条 本委員会の委員長および委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(職務)

第5条 本委員会は中部公式ホームページの維持、管理、運営およびその他情報ツールの管理を行う。

2. 前項の目的のため、委員長の招請により適宜、委員会を開催することができる。

(会計)

第6条 本委員会に関わる一切の諸経費は、中部会計によって賄う。

(附則)

第7条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、中部部長の承認を得るものとする。

2. この規則は、部役員会の承認を得ることにより改正することができる。

2003年9月21日施行（中部ホームページ委員会）

2013年8月31日改正

2017年7月 1日改正（中部情報委員会と改名）